

第十八回 参議院法務委員会會議録第三号

昭和二十八年十二月四日(金曜日)午前
十時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君
理事 小野 義夫君
亀田 得治君

委員

中山 福藏君
三橋八次郎君
赤松 常子君
棚橋 小虎君
一松 定吉君

國務大臣

法務大臣 犬養 健君

政府委員

法務政務次官 三浦寅之助君
運輸政務次官 西村 英一君

説明員

法務省刑事局長 井本 台吉君
日本国有
鉄道副總裁 天坊 裕彦君

本日の會議に他した事件

○裁判官の報酬等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣送付)

○檢察官の俸給等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣送付)

○檢察官及び裁判の運営等に関する調
査の件

(日本国有鉄道の運行現況に伴う治
安対策に関する件)

○委員長(郡祐一君) 只今より委員会
を開きます。

先ず裁判官の報酬等に関する法律の
一部を改正する法律案、檢察官の俸給
等に関する法律の一部を改正する法律
案、いずれも予備審査、これについて
昨日に引続いて御質疑をお願いいたし
ます。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) それでは速記を
つけて下さい。

両法案につきましては更に引続き質
疑を行うことといたしますが、この際
井本刑事局長から国鉄等の現在の鉄道
運行の遅延等につき、法務省において
調査され、又は法務省において対策と
して用意しておられるところ等がござ
いましたら説明をお願いしたいと思います。

○説明員(井本台吉君) 三公社五現業
のストライキにつきましては、公労法
の第十七条によりまして違法であるこ
とは当然と思っております。ただこ
れに対する刑事処分につきましては、
各それ／＼の企業体における取締を一
お任せしまして、暴力行為或いは業務
妨害若しくは公務執行妨害にあたるよ
うな事案につきましては、これは嚴重
に取締らなければなりません、その
方針で参つたのでございます。

ところがこの鉄道関係だけにしま
しても、各地に違法越軌にあたる行動
があるやの報告がありまして、そのよ
うな場合におきましては、これは到底
放任することができませんので、それ
ぞれ処置をいたしております。現在ま

で報告が参つておりますのは、兵庫県
の豊岡におきまして、先月の二十四日
の午後六時過ぎに駅の構内で停車中の
山陰本線京都府の列車に貼付してあり
ました年末闘争のビラを、同駅の助役
林田平太郎という人が列車が発車の際
に取りはがして、これを発見いたしま
した組合員の一人の富山重一という
人が憤激いたしました、この助役に休
当りをして、同人を転倒させたような
暴行をいたしましたのでございます。こ
の被疑者につきましては、同月二十五日
に逮捕をいたしました目下取調べ中で
ございます。そのほか大阪梅田駅にお
きましては、何回か貨車の妨害事件が
ありまして、これにつきまして、場合
によつては往來妨害の犯行があるの
ではないかというので取調べを進めてお
ります。その他各地に例えれば機関車
のハンドルを取外した事犯であるとか、
信号を損壊したところ、多数で押
しかけまして、直接暴行を加えてしま
せんが、信号手を外まで出してしま
つたという事案もありまして、
かような不法越軌行動につきまして
は、それ／＼相當の処置をするように
いたしております。これらにつきま
しては、国警並びに鉄道公安関係の方
々とも連絡いたしまして、とにかく不法
越軌にあたるような行動につきまして
は、嚴重に処置をするというふうな状
況でございます。幸い日本の新聞等に
収まつたかのごとく見受けられるので

ございますが、なお嚴重な監視をして
おるといふような状況でございます。

○中山福藏君 これの三公社、五現
業九組合約九十万人以上／＼とする
この組合員の闘争ということになつて
おりますが、これが公労法の第十七条
に違反するかどうかというところは別問
題として、実質的には完全なスト
ライキであると言われておるのです
が、この点につきまして、中山中央労
働委員会長でありますか、あの人がこ
れは確かにストライキであるけれど
も、これを取締るということはできな
い、いわゆる法の不備ということにな
つておるといふことを昨日でありまし
たか、はつきりと新聞紙上に自己の意
見を発表しておるのです。ところでい
わゆるその骨抜き法の法律の裏をかい
て、この争議が行われておるといふ
うに一般には解せられておるのであり
ます。而して本件は要するに大衆が如
何に迷惑をしておるかという問題なん
であります。運輸省或いは法務省或
いは労働省の關係と、労働組合員の關係
だけに、これが相互に迷惑がかかる
というならば、これは納得ができるの
です。併し一般大衆に及ぼします影
響等も如何に甚大であるかということ
は、私どもいわゆる運輸系統を利用し
ようと思ひます人々にとつて大変な
これは問題だと思ふのです。ところが
要するに出発点はどこかというところ
互いに安心して飯を食いたい、こう
いうものです。胃袋というものが不足
を告げて、或いは寒さにさらされる子

供の顔を見ることができないというよ
うな、いわゆる衣食住にこれは起点を
置いて、ここから一つの争議行為が出
発しておるといふことは、これは否む
ことのできない事実であると思ひ
ます。そこで憲法は健康にして最低の文
化生活を営むということを国民に保障
しておるのです。ところが保障して
おりながら、これはまあ最低の文化生
活、最低の生活というものはどれくら
いの程度のものかというところは人に
よつてその見方は、これは違ふのであ
りまして、食うけれども、大体衣食住に、満足し
て食うようにしなければならんとい
うことを憲法が一応その明文で謳つて
おるのであります。だからこの憲法の
規定があります以上、殊にこの憲法の
第二十八條のいわゆる団体交渉権、争
議権というふうなものがあつたという
關係上、どうしてもこの問題というも
のを／＼と組合員がこれを背景にし
て闘うといふことは、これは當然の私
は締結だと考へておるのであります
先般公労法によつて一応公務員の政治
闘争といふことが、こういうふうない
わゆる労働争議といふものができない
ようになつておりますけれども、要す
るに現在の有様におきましては、はつ
きりこれは公労法というものはあつ
てもなくともいいという事実になつて
おるのであります。そしてこれがずつ
と押して行きますと、憲法の二十五条
とか二十八条というふうなものから、
これは生まれるのが當然じゃないか
という私どものこれは常識でもあり、

或いは法律の面に携つておられます人間から考へても、一応これは背ける点が多々あるのじやないかと思ふ、こゝういふことになりまふ。一般大衆といふこと、いわゆる公共の福祉といふものが一般大衆にかかつて生まれて来るわけでありまふが、公共の福祉と、こゝういふふな各法律、憲法の関係等をどういふふうに調節して行くかといふことが非常に至難な問題だと思われののですが、これは私は中山会長の言うことは、非常に筋が通つておると考へるのですが、この点についてこれは法務大臣から一応聞いてみたかつたのです。或いは労働大臣ですね。どうですか井本刑事局長、そゝういふ点は労働大臣が法務大臣の意向をお聞きになつておられますかどうか、一つ承つておきたいと思ひます。

○委員長(郡山一君) 中山委員に申し上げます。法務大臣今参りますから、今ちよつと……、それから只今西村運輸政務次官と天坊国鉄副總裁が参つておりますから、御質問があれば、運輸政務次官と国鉄の副總裁が参つております。

○中山福藏君 ああそうですか。
○説明員(井本台吉君) その問題について直接私はまだ確かめておりません。おりませんが、この公労法そのものでストライキを禁止しておりますが、かようなストライキは直接刑罰を以て論ずるべきものではないといふことが、昭和二十三年の立法当時の意向であつたやに聞いております。ただ公労法の十七条によりまして、公労法関係の企業体のものがストライキをやる場合は、これは違法行為でありますので、それについては懲戒その他

の処分が待ち控えておるわけでございます。恐らくこの直接ストライキを指導した者に対しては、かような行政処分によつても相当程度の懲戒が加えられるものと私は考へる次第でございます。なお、この世論が相当かようなものに対しては厳しいのでございまして、新聞等に参見いたしますものを見ましても、世論がどうであるかといふことについて、ストライキをやる人々も相当慎重に氣を配つておるやうであります、その点の処置につきましてはは刑事局長といたしましては、現在すぐにかようなものが刑罰として取締るが相当であるかどうかといふことについては、多少問題があると思へておる次第でございます。

○中山福藏君 運輸政務次官は今おいでになつたのですから、私の質問は、お聞きになつていないと思ふのですが、私お尋ねするのは、労働大臣と法務大臣の意見といふものが新聞に発表されて、労働大臣のほうでは公労法の十七条の違反であるといふやうなことをはつきり言つておられるのです。ところがこれに対して処分行為をどうするかといふやうなことで研究しておるのですが、法務大臣のほうでは暴力行為等の規定によつて一応その疑いがあるものはこれを取締る。従つて公労法といふものを発動させるといふことは現在の立場では考へていないといふ意見を發表しておられる。そゝういふ点について運輸省のほうでは、やはり新聞通りのお氣持でいらつしやるのでしやうか、どうでしやう。

○政府委員(西村英一君) 公労法の解釈につきましましては、やはり主管庁の意見に従ふなければならぬと思ひます。見

が、私たちのほうの関係ではやはり正常な運輸を阻害するといふことになれば、やはりこれは国鉄法から行きましても、公労法から行きましても、業務の違反になる。かように考へておるものであります。公労法それ自身の解釈はやはり主管庁の労働省の解釈に委せなければならぬと、かように思つておる次第であります。

○中山福藏君 これはですね、処罰問題が起るときは争議が済んでおると思へる。それが大衆のほうから申しまうと、年の瀬を控えた今日、何とかこれをして頂かなければ大変な問題になつて来ると私は思ふ。これは或る意味から言つて政府と労働組合との合作によつて業務妨害といふものを、一般の年の瀬を控えた商人に対してやつておるのではないかと、こゝういふことすらも私は言ひ得ると思ふ。或る意味において私は反面から申し上げますと、職務怠慢といふことも言ひ得る。例えば井本刑事局長がおつしやいましたように、これから研究する、運輸省のほうでは主管省の意見に従ふ、労働省と法務省は意見が対立して、これに対して如何なる手を下さかといふことは、まだ未決定だ、これからそろ／＼研究してやるのだ、その間に争議が済んでしまふ、そゝうしてたくさん国民は被害をこうむる、こゝういふふなやつたら一体これはどうなるのですか。私も今月あるといふことはほゞ予想ができるわけなんです、この事態が醸される前に……、従つてこれに対して法律の研究家が万般の施策といふものを一応整えておかなければならぬ。これは政府として、例えば従業員が陽謀陰謀に入つた場合においては、予備員といふものを

置いて、そゝうして運輸に支障なからしむるために、その予備員といふものを直ちにこれに補填してその作業に従事せしむるといふことは当然私は政府としてやるべき、とらなければならぬ処置だと思ふのです。そゝういふことは少しも謙ぜられていくと、ただ意見の対立だとかこれからそろ／＼研究するのだ、これでは一体国民はどうなるのですか。そゝういふ点を責任を持つてもう少しはつきりした理路整然たる一つ御答弁を頂きたい、こゝう思ふので

○政府委員(西村英一君) お話の通りでございます。併し今まで政府といつたわけではないのであります。又当局者の固有の鉄道におきまして、たびたび組合のほうには注意を促しました。併し一旦そゝういふことが行動の上で起つて来ますと、それに対していろいろ警告をし、注意は運輸大臣としていたしたものであります。予備員等のお話もございましたが、広汎に亘ることではあります。予備員等で直ちに救済できるものでもございませぬ。併し又そゝういふやうな行為が起つた途中において、徒らに何と申しませぬ、干渉するといふこともございませぬ。悪化させるやうな状況になりますのでやはり手は全然打たんわけではございませぬ。相当に固有の鉄道といふしましても、運輸省といたしましては、手は打つておりますが、併し徒らに干渉するといふことは、差し控えておるやうなわけでございます。御趣旨のほどは御同感でございます。

たいのですが、これは同じことを繰返すやうでございしますが、大体責任ある地位にあられる大臣に一つお聞きしたいと思ひます。只今お聞きした要点は、労働省と法務省の意見が対立しておる。この公労法の第十七条の解釈、その他について法務大臣のほうでは、暴行等の事実があればこれを調査する、従つてこれを処断するにやぶさかでないといふ意見を新聞に發表された。ところが労働省はすでに公労法違反としてこれを処断しなければならぬといふ意見の対立がある。そゝういふ点をあの新聞に現れたままこの争議が済むまで持統して行かれるつもりか、研究研究といふことでその日を暮して行くつもりかといふことを今お聞きしたいわけでございます。

○國務大臣(犬養健君) 御説明を申し上げます。これは別に意見の対立はありませぬ、御承知のように国鉄その他公共企業体の職員の争議行為は、公労法第十七条で禁止されておりますけれども、公労法には罰則がありませんで、専ら違反者に対しては内部の行政処分待つておるわけでございます。そこでその限りにおいては、例えば一例を具体的に申し上げますが、御理解を頂きたいと思ひます。例えば平和的、説得的なビケ、これは刑法上の問題にはなりませんが、公労法違反になるわけではあります。違反になつた処分の仕方行政処分になるわけではあります。これは労働大臣が強調しておられるのであります。私も全然同感なんです。ただ法務省の関係として刑法上の問題として取扱うには、例えば公務執行妨害とか、往来妨害とか、暴力沙汰とかいふときになつて刑法上の問題になる。従つて平和的説得的なビケ

○中山福藏君 法務大臣がお出でになりましたから、ちよつと一つお尋ねし

であつても、公労法違反であつて、国鉄の処分理由になるという点は全然意見が一致してゐるのではありません。言葉が足りないという責めは十分負うのでありますが、私の昨夜の声明はそれに解れてゐるつもりでございます。ちよつと別々に出ておられますので、そういう誤解を招くこともあり得るかと思ひます。

○中山福蔵君 大体法相の言わんと欲せられるところはよくわかる。ただ私が今申上げて運輸次官にお尋ねしてゐた理由は、大ざつぱに言いますと、政府と労働組合の合作によるところの、年の瀬を控えたときに行われた国民全役に対する業務妨害であると私は今申上げた。それでこれからいろいろ問題の研究して対処するのだということとは、もう自己の職務を怠慢してゐるのだということも私は附加して今論じておるわけなんです。今運輸次官にもお尋ねした通りで、例えば九千人といふものが実質上ストライキに入つてゐる。それならなぜ九千人なら九千人に相当する大目安を置いて、予備員というふうな工作をしておられなかつたか。そうして十二月に迫つてこのストライキをこれから研究だとか、これは法律違反になるとか、ならんとか、そういう研究といふものはもう遅いといふふうに私は思ふのです。このストライキにいわゆる陽謀陰謀があるといふことはすでにもう先月、その前からわかつておつた私は考へてゐるのであります。それで日本の政治上の行き方を見ますと、いつも問題が起つてからこれから研究して法律の解釈から何からそろ／＼、「いろいろは」から始める。いつもそれをやられ

て、それで人の噂も七十五日で、七十五日を過ぎると国民は皆忘れておるといふような誠に香気な状況が続いておる。併しそれではいかんと私は考へております。なぜ今日までこういう立場に入るといふことを見送つておつたか、その責任は一体これは誰が負うのだ、私はこういうことを申上げておるわけなんです。それで今運輸次官のお言葉であります。お聞きしておきますといふと、結論としてはどこをどうつかんでいいか、私には理解ができません。実際には私も今日ある前になせ手を打たなかつたか、それをお尋ねしておるわけでありまして。

それからもう一つについてお尋ねしておきますが、憲法の第二十五条で文化的な最低の生活を保障するといふことが一応謳つてある。憲法第二十八条によつて労働権といふものを一応認めておるわけですから、この三公社五現業或いは九組合といふものが闘争に入つてゐる。而もその公労法の建前から申しますと、これは表向きに一応禁止されておるけれども、中山会長が言うように、実質的にはこの闘争がやれるのだ、こういうところについては何にも法といふものは備わつていないといふことを、会長自身が言つておる。これは会長は斯界の権威者として相対私にはやはり敬意を払つてその説を聞いても差支えないと思つておられますが、そういう点について少しも憲法の精神との調和がとれないのじやないか。だから一方に争議権といふものを、そういうふうな認めておつて、一方に禁止してあるから、その調節をどうするかといふことは、一応政府において普段からこれは考へておかなければ

ならんことだと思ふ。そういう点が脱落してゐるうちに考へられるのです。が、そういう点についてはどういふお考へでおられるか、それを一つ承りたい、こゝ質問しておるわけなんです。

○国務大臣(犬養健君) 事を分けての御質問でございますし、又確かに立派な御意見だと思ひますが、法務大臣がそのことについて答弁を申上げますと、労働大臣をさしおくようなことにもなりませんので、併し国務大臣として他人事でございせんから、十分有力な御意見を以て労働大臣にも直ちに今日の午後のときに伝えたいと思ひます。その辺で一つ御勘弁を願ひたいと思ひます。

○一松定吉君 まあ法務大臣に向つて法律上の議論を吹つけてやるというやうなことはこれは私としてはできない。なぜかと言つて、法務大臣は法律家ではない。ただ法務大臣という地位におられることによつて平素修養せられたる常識によつてすべてのことを御判断して頂いて、それがためにこれはすべてのことがスムーズに運営せられておるのであります。法律上の一字一句をとらえて、法律解釈につきましても我々専門家と意見を交換することはむづかしいと思ひますが、ただ自分の考へを法務大臣に申上げておきたいことは、労働法の第十七条の違反は、つまり憲法の二十八条の「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」です。だからこれはそういう行動は憲法が保障してゐる。だからしてそれはいよいよ禁止行為、ところがこの公労法の十七条の同盟罷業、怠業、その他業務

の正常な運営を阻害する一切の行為は、これは禁じてゐるのです。だからしてこういうやうなことはいよいよ憲法において保護されてゐる行為でないことをやる。そうすると、これはこういうことをいいたしたならばどうなるか。そうなつて来るとすぐそれは刑法の範囲内に入る。業務妨害の場合がありましようし、或いは暴行脅迫の場合がありましよう。でありますから、今この罷業、この団体のやつておることがいよいよ交通を阻害して行く、汽車も出さない、旅客は駅に充満しておつて交通がでかきないといふやうなことを知つておいて、自分らがこういう行動をすればこういう結果になるということを知つておつてやるのですからして、これは明らかに交通妨害、或いはバリケードを取除こうとする人があつて、それに對して取除かせまいとして暴力を用いて暴行脅迫をする。これは労働大臣の小坂君が一日でありましたか、聲明しておつたあの意見は、私は、然らばこれだけの何万人といふこれらの従業者がやつておることを取締るには一体どうして取締るか。お前は刑法違反で交通妨害をやつてゐる、お前は暴行脅迫をやつてゐる、お前は庁のものを持ち出してやつたんだからそれは横領だといふやうなことで解釈すればそれは解釈される。刑法上の問題だからといふので、数十万人の人を捕まえてそういうことをやるというところが一体できるものかどうか。そこで中山君の言ひ、いわゆる何か予備的な職員を置いておいて、そういうやうな緊急の事態に處すべき施設をして置か

なければならんのかといふことは、これは禁じてゐるのです。だからしてこういうやうな連中が、自分らが専門にやつてゐるんだから、自分らが行動をしなければ一切汽車は動かんだ、だから自分らは行動せん。困るのは国民だ。国民が困るから、結局政府もそれで政治の骨困だとか、政府が国民から非難される。仕方ないからそれはお前がたの言う通り賃金を上げてやろ、そうすると俺の目的が達せられるのだといふことが常に繰返されるのです。それが一番困るのです。つまり彼らは一つの狼得な手腕、力量を持つてゐる。その手腕、力量を自分ら以外にこれを運営することのできる予備隊といふやうなものがあるれば、そうか、お前せんか、それではお前がた交代してやれといふことになるのだが、それができないから、つまり自分代行するところの相手方が一人ちゃんとして予備的に備わつておらんから、こちらのものがやろと思つてもやれない。或る店が品物を、国民の要するものを高く売つても、高いけれども買わなければならんのだ、仕方ないから高く買う。反対に安く売る店がそこに行けば、競争になるがらもうそういうことはできん、この施設が必要だ。中山君の言ひは私もその通りだと思ふ。そこでこれは例の軍隊の予備隊、予備といふか、現役を終えて、そしてあと例えばやめてから五年間とか十年間とかいふ予備隊或いは後備隊、予備兵、後備兵といふものがあつて、現役が若しそこで何らかのことで障害が生ずる、或いは手が足らんといふことであれば、予備隊或いは後備隊を繰出すといふことになる、現役が

横暴なことができないのじゃないか。そういう制度を一つ考えて研究しなければならぬと思つております。現在そういうことはできませんから、彼らの思う通りにやるから、その点をどうしても一つ考えなければならぬ。今のよう連中だと、俺が汽車を動かさなければ、ほかの者はできないということになつて、国民の交通は全く阻害されてしまふ。お前は刑法上の交通妨害だから引括してやるぞと言つても、何万、何十万人も引括することもできないし、又引括することも国家としては困るわけだ。そこにつけ込んで彼らはやるのですから、本當にこれは困つたものだと思つておられます。そういうような準備が平素から研究されておれば、それじやお前がたやらないか、それなら予備隊を引張つて来い。それを徴発してやればできるという事になれば、彼らもやらない。丁度この前放送局の連中がストライキをした。私が通信大臣のときです。誰も放送ということができないし、ニュースだけには国民は聞きたいというのだが、ニュースも聞けない。非常に困つた結果、放送局の中の或る国を思ふ人々が、川口の放送施設を使つて、そうして一つ特別に彼らのやらないことをやろうという事で、命を賭けてやりまして、私が第一声を放つて放送した。我々が放送を阻止しておつて放送しないということになつておるのに通信大臣が放送してしまつたので、これはもう駄目だなんという事で俄かに彼らは腰が砕けて、ニュースはやりましようという事になつてニュースを放送した。それからずつと順調に放送が回復した事実を私は今に覚えてお

る。丁度今中山君の言うようなそういう施設があれば、これはできないと思ふから、これは今からでも遅くないから一つお考えになつて、将来そういうことの予備にこれはやるということが必要じゃないかと私は思う。公明法の十七条に違反しておることは議論はありません。明らかに違反しておるけれども処罰ができない。処罰ができないけれども本當に迷惑するのは国民だ。だから結局どの程度で彼らの主張を容れてそれを解決するよりはかに方法がない。政治家としてどの程度に解決するかの問題、今西村さんの言うように本當にこういうことをすることにしよう。丁度この前あつたときに、長野県で……長野県の半分は争議に加担して半分は加担しなかつた。争議に加担しておるほうの人々に対しては長野県人が、お前がたには米も売らない、野菜も売らない。味噌や醤油も売らないと言つて彼らに生活品を売らなかつた。そこで家内がやかましく言つた。あなだがたがこういふことをして汽車を出さないから、私たちは米も味噌も買えないじやありませんか、何とかして下さいと言つて来たので、家の中から争議が壊れて、そうして解決した実例があります。国民が連帯してこういふようなことをする者について反感で、何か、これを困らせるような方法を国民がとれば、彼らもつまらないから、やはりやめようという事になる。で何らかの方法でこれらの行為を阻害するような方法を一つお考えにならないかと、ただ刑罰を以て臨むなどと口では言つておりますが、新聞にもそう書いてありますが、笑つておる、彼ら

は……。引つ括するなら引つ括してみろ、併し到底引つ括することはできない、併し……。日本の弱い秩序維持の保安隊みたようなもので引つ括つてどうするか、それはできない話じゃないか。そういう点を今からでもお考えになつて、この争議を解決するようにしないと、一番困るのは我々国民です。我々が今日旅行しようと思つたけれども、旅行は見合せる。若し旅行をして予定の通り着つて来れなかつた時分には職務の執行に困るからというので旅行を見合したというものは、我々一人や二人ではない。恐らく全国の人皆困つておると思ひます。どうかこういふ点は本當に一つお考えになつて、予備とか後備とかいふものを今度こしらえて、いつでも危急存亡に際する必要があると思ふ。これは御参考のために申上げておきます。

○亀田得治君 中山委員と一松委員から御意見も含めての御質問があつたのですが、法規上の問題はいろいろな委員会なり、適当な場所でも相当論議もやられておりますし、又簡単にここで議論しても解決するような問題ではなからうと思ふ。ですからさういふ点は触れませんが、政府のほうの考え方を一、二点お尋ねしたいのは、さういふ細かい点ではなしに、何か今度の全体の動きに腑に落ちないものがあるのじやないか、割り切れないものがある。それは今争議といひますか、いろいろな交渉をやつておる諸君は、平素から法規によつて仕事をしておる人たちが多い。知的にも非常に高い労働者です。こういう諸君がいろ／＼法規を

調べて、さうして法規に触れないように、さういふ立場で動いておることは事実なんだ。これはどう判断するかといふことは別個の問題でありまして、なぜさういふことを實際しなすやならんのか、さういふ点なんです。で、これは本委員会なりその他の関係委員会や、何と云つても私はあの裁定が出ておる、それが実行されない、これがもう基本的な問題だと思ふのです。そんな物のわからない労働者でないんですから、今度の問題の關係の人たち……だからこの仲裁裁定にしたつて、仲裁裁定が出るまでは事業主と労働者が盛んにこの国でも争ひます。ああいう判決的な裁定が出れば、無理をしてもそれを尊重して裁處理して行く、さういふふうな態度に出ているわけなんです。で、政府は成るほど予算上という立場から、それを完全に実施できないといふ言つておるものの、実施できない場合においても、その組合の諸君に対する出方なり、ものの言ひ方なり、やはり態度があるやうと思ふのです。それは完全実施ができればいいんですが、できない場合においても態度があると思ふ。何かもう相手が違法行為だ、君らはもう憲法によつてさういふ権利は、スト権なんかはなくなつてゐるのだといつたやうな、一方的なきめ方をしたつて、人間の考え方は自由なんですから、憲法が制定されるときには決してそんなことは予想してないのですから、あとからこれは考えた、法律の制定の順序から行つたら……。さういふふうな議論をお互いに変へせば公平な第三者が聞いておると、わかたうなわからんやうな事になつて

来る。さういふところに問題があるわけですから、これはさういふ法律論よりも、早くさういふ事態を何とか処理する、もう政府が金を出すほうは政府關係のほうなんだから、おれのほうがいやと言つたらもうそれに従ふ、さういふふうな行き方じやなしに、私はさういふ点について、それは組合でも恐らく具体的な最後のいろ／＼のやり方という事は考へておると思ふのです。さういふ角度からやはり處理して行くといふことが非常に大事だと思ふのです。それは、成るほど恰好だけを見ておると、政府と組合がぐるになつて、何か国民に迷惑をかけている。さういふふうに見えるかも知れませんが、それはただ結果がさういふことになつて来ておるだけであつて、そんな意図でこれは政府にしたつて或いは組合にしたつて考へておるわけじやない。だからやはり根本のその裁定、これが実行されない、さういふ点の無理があるわけですから、やはりさういふ立場に立つていろ／＼な取扱ひ、例えば、あの公労法には少くとも違反しておるから、當然行政上或いはその企業内部の処分があるべし、こんなことを言つてみたつて、さういふ言ひ方をしておれば、だんだん物事が悪いほうに發展するだけだ、そんなことじやなしに、さういふ内部的な処分の問題、或いは部分的には法務大臣がおつしやつていふような具体的な刑法關係の事実といふものも地方にはあるかも知れない。これはどうしたつて組合の本部で統一した行動方針といふものを出ましても、なかなかいろ／＼動いておると下部ではその通りには行くもんじゃないや

いす。何十万という人間が動いておるのです。これは必ずしも／＼なものから起る行く、派生的に……だからそういう問題の扱いにいたしましても、ただそういうものが起きた場合には断固処分するところのいうことを言つただけでは……それを断固処分しようと思ふべきでないことはいいでしょう。併しそれは処分されたほうがそれで果して気持の上で十分納得するかどうか、納得しませんが、どんな刑法だつて悪いことをすれば、やはり処分されれば大体においてやつぱり納得する。物を取つた、処分された、処分されるのはいまだから難をうたりたりいろいろしなくてはならぬ、それは別だ。やはり発覚して処分されれば納得する。それでやはり法律というものが尊重されて行くだろうと思ふのであります。何かこう割切れんような気が、処分したほうにも、されるほうにも残るような法の使い方は、これはいかんと思ふ。勿論、私はそれじやいろいろな具體的な事件が起るでも、それを放つて置け、そういう意味で私は申上げてゐるんじやない。だから基本的な問題というものを踏み外さんようにして、法務関係でも、或いは国鉄の責任者のことも来ておられますが、そういうことが非常に大切なんじやないか。相手が十分／＼な理非曲直もわかつた人たちでもありますし……じや、どうも君の言うような状態で行く、又この次に起るかも知れない……どうもすつきりしない。それは、すつきりしないことはもう単にこれだけじやない。どこにだつてたくさんあるのですから、これはやはり全体の日本の社会の再建というものがすつきりして行く

に従つてこれはやはり解決されて行くべき問題だと思ふ。私はそういう意味で、まあああいう新聞なんかの報道を見ておられます、いら／＼したりして、何か右から左に処理する、そういうふうな方向が出ることを非常に恐れておるのですが、これは十分御注意を願ひたいと思ひます。そういう意味で、そういう立場から一つお考えを……先ほどから大分何か強硬にやれというふうな意味の御意見、御質問もありましたが、逆のほうから私一言お聞きしておきたい。

○國務大臣(犬養健) 公務法の適用の扱い方は、これは労働大臣からお聞き願ひたいと思ひますが、少くも公務法の運用について、法務省から特に積極的な労働省に註文をつけるというふうなことは今まで考へておりませんし、そういうことは考へていたしませんが、

第二に、龜田さんの御質問は、多分昨夜私のいたした談話の真意、ニユアンスというふうなことを考へるために置いて置きたい、こういうふうなお気持だろと思ふのであります。あれを發表しましたのは、丁度ここに二人法務省の記者クラブの人が見えておられますが、これは警告の意味とつてようございませうかという質問がありました。私はさうだと申しました。つまり、若い人でありませうか、ころばぬ先の杖として、まあ第一線であつておれば、血の氣も多し、この辺まではいいだろうというふうなことで、つい侵すというところもあり得るもので、こういうことは取締当局としてはやはり刑法上の問題にしますよ、一番お終いの文章をお読み下すつたと思ひ

ますが、公共企業体の職員の諸君の自重を望みます、こういうふうな書いてあるもので、まあ若いからい／＼な足踏みは少しもあるだろうが、こういうことになる問題にせざるを得ませんよ、こういう意味で注意を喚起したというのが一番の重点であります。それから事実問題としましては、私の手許に、方々から行き過ぎじやないかと思ふような事案が七つか八つ参つております。そのうち捜査を開始しておりますのは一件であります。そのほかにも少しやり過ぎだと思ふものが一昨日よりは昨日の報告のほうが殖えておりますので、これはどうも一応注意しておきたい。そうすれば、こういうことは必ず刑法上の問題になるということをお知らせし、考へておきたい。とも親切な方法だと、考へてあつたという談話をいたしたわけでありませう。

○龜田得治君 私の主としてお聞きしたい点は、仲裁裁定が完全に実施されない。これはなんと言つても無理があると思ひます。これは政府側の人としてはさうだといふようなことはこれは言えないと思ひますけれども、まあ今まであれしかりしうがないといふことをい／＼なところで言明されておりますから、私の質問に対して肯定することはできないと思ひますが、併しこれはどこへ行つても私も聞かされておることをなんです。なんとしても腑に落ちない。これは忌憚なくと言つても、その忌憚なく言えないでしようが、そういう点についてはどういふふうにお考えでしょうか。

○國務大臣(犬養健) これはだんだん法務大臣の枠から出て来ることであります。併し大事なことであります。

○國務大臣(犬養健) これはだんだん法務大臣の枠から出て来ることであります。併し大事なことであります。

○國務大臣(犬養健) これはだんだん法務大臣の枠から出て来ることであります。併し大事なことであります。

○國務大臣(犬養健) これはだんだん法務大臣の枠から出て来ることであります。併し大事なことであります。

○國務大臣(犬養健) これはだんだん法務大臣の枠から出て来ることであります。併し大事なことであります。

○國務大臣(犬養健) これはだんだん法務大臣の枠から出て来ることであります。併し大事なことであります。

○國務大臣(犬養健) これはだんだん法務大臣の枠から出て来ることであります。併し大事なことであります。

○國務大臣(犬養健) これはだんだん法務大臣の枠から出て来ることであります。併し大事なことであります。

○國務大臣(犬養健) これはだんだん法務大臣の枠から出て来ることであります。併し大事なことであります。

○國務大臣(犬養健) これはだんだん法務大臣の枠から出て来ることであります。併し大事なことであります。

○國務大臣(犬養健) これはだんだん法務大臣の枠から出て来ることであります。併し大事なことであります。

○國務大臣(犬養健) これはだんだん法務大臣の枠から出て来ることであります。併し大事なことであります。

で、割合のんびりした形で静かに見ておるといふのです。それは中には憤激したりなんかする人もおられますが、大勢はそういうことですよ。日本のように、うつつとこうなつて来るというところが無いというわけですよ。従つて、労働組合のほうでも鉢巻をした、かき火を焚いたり、そんなような傾向が非常に多いというのです。私は本当に輿論が発達して行けばそういう事態になると思ふのです。そういうふうな静かに見ておつて、それでも尚且つ無理をしていくということならば、今度は本当の輿論が出て来るのです。輿論というものは、何かに予想して、ろに来ないうちに、何かを予想して、さてみんな迷惑をこうむるから、一つ何が言へと言わんばかりのようなことでは、これは本当の輿論ではないと思ふ。これはもう戦時中の作製された輿論と一緒だと思ふ。この頃憲法問題がしつこく国会で問題になる。そういうときに公共の福祉との関係で輿論というものが出て来ますが、これは十分注意して使つてもらひませんと、日本のデモクラシーの発達にとつて非常に私マイナスイメージのようです。本当に私も輿論の批判を受け合合には、これはいたし方ないです。だけれどもこれは当事者が口にすべきものじゃない。私今回のストに対する批判なんかを見てみても、何かそういうものを自分の味方に引入れて来て、これで組合を抑えてやるという点が見えるような気がするのです。どういふふうにお考えでしょうかね。

○國務大臣(犬養健) 政府側の身びいきかも知れませんが、側にそういう泥臭いところが少いじゃないか、政

府のほうで……。それから毎朝実話関係が早起きして、関係関係が寄るのですが、そこへ長崎国鉄總裁も来ますが、私の想像よりもつとそういう何と言ふか、押付けがましい態度をとつての談話がなないので、国交は国交、又つと胸襟を開いての話もしたいというふうなふうで、私個人から言つて非常に感じがよかつた。大分日本も泥臭くなつて来たという感じをむしろ持つておられます。一方労働運動のほうも、終戦直後から見ると、今おつしやつたような鉢巻で血眼になるというふうな傾向が少なくなつて来たので、両方だんだん大人になつて来るんじゃないかと思ひます。

第二の問題で、法務省だいたい予になるというところはよくないことであるが、速記録をよくお暇があつてお調べになれば、長いあつたのした議事を通じての私の答弁で、輿論とかそういう言葉は恐らく使つていないんじゃないか。使つても恐らく五本の指の中に入るのじゃないかと思ひます。その点は私も氣を付けておきます。おつしやるように、輿論というものは、輿論を構成する第三者が言うのが一番よいのであつて、政府が輿論を作つて、サンプルを示すというふうなことは、成るべくぎりぎりの必要の限度にとどむべきである、こういうふうに思つておられます。

○龜田得治君 まあそうすれば、私も一つ最後に希望を申上げておきますが、やはりこういう大きな問題になつて、政府のほうで何か説明をされるといふような場合には、先だつて法務大臣のあつた談話のほかに、やはり一般の人たちに対して何かこれら

まく早く解決するから、暫らく御迷惑かも知れませんが御辛抱願ひたい、むしろ鎮めるようななに出してほしいのです。輿論を煽るようなことはしないとおつしやるかも知れませんが、むしろ積極的にこういふようなむずかしい問題は右から左に行かん場合もあるから、暫らく静かに一つ見守つて下さいといふくらいは説明を出すのが私は本当じゃないかと、こういうふうな思つておられるのですが、それはどうでしょう。

○國務大臣(犬養健) その問題も昨日の朝ですか、話合つたのです。で、長崎總裁のこれは直話なんです、乗客が予想以外に非常に冷静だそうなんです。けしからんというふうな騒ぎは一回あつたそうですが、あとは非常に冷静で三十分なら三十分きちんと落ちついて待つておられるそうです。これは私なかなか輿論というものは水準が高くなつたと思つておられます。ですから、組合のほうもまあレベルに八十八横に寝るというふうな、余り目立つことをしないで、どうもそうなることと刑法上の問題にせざるを得ませんから、できるだけ静かに生活の権利を主張すると、政府のほうも速成の輿論というものを一生懸命に作るというのでなく、できるだけ解決点を冷静に見付けると、幸い乗客が今申上げたように、私は初め意外に思つたくらいなんです、一回聞いていただくと、待つべき時間をきちんと落ちついて待つておられるというふうになつて来ると、龜田さんの言われるような好ましい状態というものはやがてきて来る。とにかくストライキの経験者から言つても、少年時代ですから、又それを受ける当局者も余り経験

がないから、これも経験者としては若い時代を過ごしてゐるわけですから、だんだんよくなるのじゃないかと、この多少樂觀的ですが、私は今度の争議の乗客の落ちつき方なんかを見て思つておられます。従つて特に説明を出す必要が緊要であるというふうな結論にならずに、実は別れたわけでありませう。

○龜田得治君 結構です。

○中山福藏君 私は法相を文化人として、これはまあ一つ今日は希望もあとから申上げたいと思ひますが、結果から見まして今日のストライキはこれは龜田委員が故意に合作したものでないと言ふ、これはその通りでしょう。これは故意であつたら大変なことでありまして、結果として併し合作のようになつて現われて来て、国民大衆が非常にまあ迷惑をこうむつておると、これはもう事実です。私は事実以外に申上げていないつもりであります。輿論というものは迷惑をこうむつた人は全部不平を言つてゐるのだと思はれるのです。併しその間に、その場所になんかどうしてこれを批評するかどうかというところは、新聞雑誌等によつて自分の感情を刺激されて、自分の意見として発表するでしょうが、これはもうどうなるかわかりません。併し年の瀬を控えたストライキというものは、相當に私は輿論というものがどういふふうに向つて行くかというところは、これはまあ常識上誰でも考えられるものです。で、ふだんの闘争と違つて、一月を控えたこれは闘争でありますから、私はまあできるだけ早くこれを御解決願ひたいというので、希望やら質問やらを先ほど申上げておいたのです。

で、只今長崎總裁のお言葉が非常に落ちついてゐるというのを申されたというところで、法務大臣非常に、まあ感激と申しますか、日本の労働争議もそこまで発達したかというおぼしめしだろつと思ふのですが、これは長崎總裁の立場から言われたことである。私どもがそれを全面的に受入れるということではできない。これは客観的にこれを第三者がどう見るかということとは別の問題である。そういうたものを政府としてもお考えを願ひたい。私は政府にも、労働組合のどちらにも不平を持つてゐる一人であります。第三者として、そういう観点から私は自分の意見を開陳したわけでございしますが、私はこういうことを一つそういう意味からお尋ねしておきたいのです。この仲裁裁定というものを一応政府が呑んだと世間は考へてゐる。それと、その施行期日というもののについての意見の相違からこれが一向歩らない、こう言つておる。仲裁裁定というものを政府の代表者がその場に臨んで、果してこれが世間に伝えられてゐるやうに呑んで歸つたかどうか、確約をしたかどうか、これは問題であると思ひます。確約をしておれば、これは政府というものの責任が生じなければならぬ。併し確約がなくて、仲裁裁定というものは、これは勝手にやつたものだから、若しこれを強行して政府に迫られるということになる、予算審議権とか、或いは編成権というものを脅すことにならぬのだから、そういうことも承知ができません。併し一遍呑んだというのだというのだから、これは政府として

も相当の責任をお持ちにならなければならぬと考えますが、併しそれを呑みながら、できない理由を予算、日本の財政状態はこういふふうにあるということ、これを国民全般に納得させて、成るほどそれは政府の言うことには違ひが立つておる。我々の税金でこれを払うのだから、我々は成るほど政府の言う通りに、これは労働組合のほうも辛抱して、もうのうが当然じゃないか、こういふふうに全部が理解してくれば非常に私解決は早いと考えておるわけでございます。

それから最後にもう一つ、大義法相、特に文化人として敬意をはらつてお願いするわけですが、昨日も私はこの問題を言つた。日本は共通した理想がない、国民に今……。丁度まむしが非常に強い動物ですから、切つてみまうとすると、一寸づつ切られた方が生きておる。あつちでもこつちでも自分勝手な部分々々の考え方が全国に飛んで歩いておるわけなんです。現在は統一された思想というか、統一された教育、統一された道徳の方向というものが示されていない。実際はそこに私は日本の今日あつた争議が起る理由の一つの要素をなしておると私は見ておる。この間、一昨日の晩でありましたか、舞鶴の引揚者の座談会を聞いておりました。ロシアは国定教科書を作つて、統一された国の理想を教科書の上にとつておるというのを言つておられます。これは一利一害があるでございましょう。民主主義をとつておる今日であるからありまじやうが、やはり政治の衝に立つものは、国民に対して経済的な指導方針、或いは教育の指導方針、いろいろなもの、指導的な

立場にあるという事は、これは政治というものが生まれた根源でと思ひます。政治というものは一つの理想がなければならぬ。その場その場、ケース・バイ・ケースの場当りのことをやつておられては大変であると思ひます。だから今日人口と食糧のアンバランスから、この争議なんというものが起るという事は、よくわかるのでございまして、そういう立場にありまする日本の国としては、格別な方針というものが政府の識者によつて立てられなければならぬと私は考えるのでございまして。そういう点がちつとも今日日本にないように思ふ。成るほど東條内閣時代に、今亀田委員も仰せられたような、作爲的な輿論とかいろいろな指導方針とか出ましたけれども、あのくらしい独断的な、人を尊重するよな東條内閣のやつたことは別にして、こういう点は一応一つお考え願つても差支えのない時期に到達したと私は考へておる。これが日本の現在の悲しみだ、こう考へておる。そういう点を文化人である法相が私は一応一つお考えになることが肝要じゃないかと申すのです。そういう意味において、私は大義法相が閣僚になつておられるというのを、私は非常に歓迎しておるわけなんです。どうか責任を持つてそういう点はお考え願ひたいと、こういうことを申し上げたいと思ふのですが、如何でしょうか、こういう点のお考えは……。

○国務大臣(犬養健君) だん／＼の御意見について、できる限り誠意を以てお答え申上げたいと思ひます。長崎總裁が案外落ちついておると言われたのは、乗客のことなんでございまして。労

組は落ちついていない。若気の至りではみ出しておる部分がございまして、信号所で信号をしようとする者を降したり、暴力であるか、説得であるか、ボーダー・ラインのようなどころもあり、俄かに刑法上の問題にすることは慎重に調べておられますけれども、非常に争議のことですから騒いでおりまして。それに比べて乗客には騒ぎがないという報告を私は非常に感じよく受取つたのであります。こういうことなんでありまして。労組のほうはまだ争議の歴史も短かいことでありまして、少しやり過ぎもあるわけでありまして。法務大臣としては刑法上の問題とするということも、ときには断乎としてすることも勿論職務であります。一方これ以上は刑法上の問題になると言つて若い人に注意をするということも大事なことでありまして、昨夜の談話はむしろそのほうに重点を置いたわけでありまして。

それから仲裁裁定を呑みますと確約したことはないうちに思つております。裁定を尊重するが、かく／＼の理由で財政上真に止むを得ない。こういう態度で出ておりました。従つて予算措置を要するといふことはないと私は見ておりますが、併し亀田さんの言われるようになぜできないかといふことに対して、勤労者の立場にある人に、懇切丁寧を尽すといふことは、実に私は日本建設のために大切なことだと思つております。この点は十分閣僚の一々として努力したいと思つております。まあ政府から見ますと、有力な国会の中の別の党が政府がまさかあそこまでベース・アップを呑むとは思わなかつたので、作戦を誤つたといふ談

話が出ておるところから見て、政府が非常に勤労者反対一点張の政策をとつたとは最低限度言えないと思ひます。併し年の瀬を控えて、勤労者階級から言へば、もつと多いほうがいいといふことになるだらうと思ひます。その辺の話し合ひは今後我々は十分に理解をしようといふことが必要だと思ひます。

最後に何といふか、民族意識というか、統一された精神とかという問題でございまして、これは非常に大事であります。私は一概に統一した教育ではめていいかどうか、又統一をした教育をするだけの、真に教育家らしい教育者が日本にどうか、教育者には甚だ失礼ですが、どうも疑問を持つております。ただ別の角度から見てよく外国人に接触する機会が多いのであります。例えばアメリカ人は、あれはいいアメリカ人だ、グッド・アメリカンだ、そういう言い方で、つまりなんと言いますか、フロンテヤの精神とか、非常に神に対して敬虔なピリットがあるといふことを含めて簡単な言葉で言い得るだけの、一つの国民状態をもつておると思ひます。これは宗教的な理由で、アメリカへ移住した人が、最初の移住民であるといふような、尊い伝統であるとか、ヨーロッパから移植されたキリスト教精神が、日常の生活に生きておるといふか、いろいろなことからできた立派な文化だと思ひますけれども、日本にはそういうものがあるまい。あれはいい日本人だといつても、なんの意味かわからないといふところに御指摘の点があると思ひます。敗戦後やはり虚脱状態になつておりました、ようやくそれが生きかえつて来た。そしてこれ

を変なただ愛国的にもつていつていいかどうか。世界人であつて、而も日本人たることを誇る可立した精神を作つて行くところに、私たちが非常に力を入れたと思つておるのですが、どうもこれ、今のような過渡期に、すぐ統一的教育方法をきめて、それで新式な日本人はこれでございというわけには、どうも教育者の顔ぶれからいつても、どうも危険じゃないかと思つております。結局これは日本人のいいところを国民が意識して、いい日本人であるといへば、共通な概念が、どんな人の頭にも説明なく浮ぶところまで、お互いの目の黒いうちになるかどうか知りませんが、全力を挙げて、そういういい日本人のタイプというものを作りたいという熱意においては、中山さんのおとに就いて、一生懸命やりたいと思つております。

○亀田得治君 ちよつと私準備して来なかつたのですが、丁度又機会がないかも知れんと思つたので、国鉄の責任者のかた／＼にちよつとお伺ひしておきたいのです。ピケラインの問題なんかが問題になつておるようですが、あな現場を少し御覧になつたでしょうか。

○説明員(天坊裕彦君) ピケでもみ合つておるという現場は自分で見ておりません。

○亀田得治君 現場でなくともいいのですが、そのもみ合つておる現場でなくともいいのですが、ピケの規模とか、そういうたような全貌ですね、これは実際に歩いて御覧になつたでしょうか。

○説明員(天坊裕彦君) 写真で数か所のそういう状況を見ております。

か。

○説明員(天坊裕彦君) それは欠勤
いでございます。普通の場合でござ
ますと、休暇がやなくて欠勤になる
○中山福藏君 欠勤というだけで処
も何もされずに、その補填策はどう
うふうにしておられるのですか。

○説明員(天坊裕彦君) 黙つて休
したようなことが何回も重なれば処
にいたしております。

○中山福藏君 処分する……、処分
いふのは行政処分ということになる
でしょうが、首切りとか、減俸とか
或いは役の格下げというふうな措置
とつておられるのですか。

○説明員(天坊裕彦君) その場合の
状にもよりますのですが、減俸の場
もございまして、やめさせる場
もあります。

○中山福藏君 そこでそりいう予備
な立場にあるもの的人数、いわゆる
充人員の数というものはどれくらい
定して準備しておられますか。

○説明員(天坊裕彦君) 大体私も
通に休暇をもらう総数に對しまして
る程度の子備員は持つておるわけな
でございます。計画的に休暇を与え
行きますれば、計画的に予備員を運
して、仕事が完全にやつて行けると
う建前になっておるわけでありませ
ただ最近非常に仕事が増え参りま
て貨物列車の数などが殖えて参つて
りますので、全体として人手がやや
足という事になつておると思いま
るだけの人数は持つております。

○中山福藏君 今度のいわゆる賜暇
争について直接事務に携わる、いわ

る運輸に支障を来すというような人員は大体何名で、それに対して補充はどのくらい人員を割いたのですか。

○説明員(天坊裕彦君) 今回の休暇戦術につきましても、三割という建前で、組合の中央部ではそういう計画でやつておるのでございますが、三割と申しましても、現実にはその日に出る人の三割という意味になつて参りますと、実際は非常に人手が足りなくなると、これは明らかでございまして、そこでも今御質問にございましては、殊に要務員につきましましては、経験を持つた者で、現在その職にいない者で、臨時にそれに乗せることができないという特別の措置を講じまして、前以てそういう人も使うという、それ、現場の実情に依じてやるように手配をいたしたのであります。

○中山福蔵君 今度の事態が起るといふことは何カ月前にお知りになつたのですか。又お知りになつた後どういふ補充員についての準備をされたのですか、それを一つ承りたい。

○説明員(天坊裕彦君) 三割休暇を取るといふ話を、いよいよ戦術的に何月何日からやるという話は十一月になつてから私の耳に入つたわけでありまして、この三割休暇というものを現実にするにすれば、非常に事態は憂慮すべき事態になるという建前で、私も一方では先ほど申しました要務員についてそういう手配を考えますと同時に、組合側に対する説得、交渉ということに、むしろそちらのほうに重点を置きましてその交渉をやつて参つたわけでありまして。

○中山福蔵君 どうもその点が少し明確を欠くように私考えるのですが、今度はいくつ一つの体験をお互いに得たわけでありまして、十分將來は一つ善処されるようにお願いしておきます。そこで問題は、この汽車の運輸遅延によつて大々国民、乗客のこうむつた損害の額はどのくらいと予想しておられますか、その点の見通しはどうですか。

○説明員(天坊裕彦君) 只今その国民経済上の建前からどれだけの損害があるかといふ推算をいたしてございまして、旅客よりもむしろ貨物関係におきまして相当大きな損失があつたろうといふことは、例えば私どもで、これは噂でございまして実際はどうかはわかりませんが、特に年末金融逼迫の折柄でございまして、荷物が滞りないために金が取れない。そういうことで大阪方面の繊維製品の間屋さんで倒れそうになつておるといふ話も聞きました。東海、山陽線で貨物列車が大体三分の二くらい減らしたということになつておりますので、被害は非常に大きくなつておると思ひます。

○中山福蔵君 そういたしますと大体商取引におきましても契約のキャンセルとか、いろいろのものが起つて来ると思ひます。それから実質上遅延損害というものが相当あると思ひます。そういう民事上の損害賠償の責任に任ずるものは誰だと考えているか、その点の一つはつきり伺いたいと思ひます。

○説明員(天坊裕彦君) 法律問題として相当なはずかしめでございますので私即答いたしかねますが、遅れた分につきまして申しますか、ストライキの事由による損害といふことにつきまして、天災と同じように見るかどうかといふ点につきまして、これは

議論がいろいろあるわけでありまして、もう少し研究したいと思つております。

○中山福蔵君 この損害の責任についてはこれは議論が紛々としてあるわけなんです、併しこれは運輸省としては、或いはあなたがたの立場においては、これは今日研究したいと思ひます、これは今日研究したいと思ひます、許されておられます以上は、二年も三年も前に政府としては考へて、責任の奈辺にありやといふことは、これは或る例外的場合を除いて、原則としては、大体どこにあるかといふことはつきりわかつておらなければならぬ。これから研究するなどといふことは、その都度の状態において、例えば労働組合がこういふことをされたから止むを得ずこういふことになつたという説明だけでは私は足りないと思ひます。やはりそれは只今も申上げましたように、予備員とか後備員とかいふものをちゃんと作つておくといふこともできるわけですから、こういふ点において国民のこうむる損害といふものは多大なものであると考へてゐる。あなたがたが、損害を先ずおられるという立場に立たれた場合には、間接にその被害を受けるのは国民です。国民に支払うといふことになつて来る。そういうわけでありまして、これから研究して責任の所在が奈辺にありやといふことをきめるといふのは、これは私は少し職務に忠実ではないと思ひますが、その点はどうですか。

○説明員(天坊裕彦君) 先ほど予備員のことでも一言附加しておくのを忘れましたが、片方で予備員の補充を全うしておつたならばこういふことにな

らなかつたのではないかと御質問でございまして、今日の中央の三割という割合をきめての指令でございまして、現実には三割足らんという問題ではなくて、殆んど出勤がでないといふような恰好の姿で現われておつたのでございまして、従ひまして予備員の数をたくさん抱えておつても、場合によれば乗せられなかつたかも知れなかつた、こういう姿があるのであります。

それから私研究いたしますと申しまして、甚だうかつで、今ごろそんなことではうかつやないかといふようなお話でございまして。今までも私どもとして賠償をお断りした事例の中にはあるわけがございまして、私個人の言ひ方から申しますれば、こういふものは鉄道で賠償すべきものはして、それを組合に請求するというのが本筋かと思ひますが、そのところはなかなかうまく行きませんので、今までの事例ではお断りした例もあるし、ものによつてお断りした例もある、そこら辺は事態に応じて考へて行きたい、こういう意味で申上げたのであります。

○中山福蔵君 私は鉄道会館事件以来、又実際私どもがこの日本全国と言つちや少し大き過ぎますが、日本の半分くらいを廻つてみて、内部関係といふものが非常に複雑性を帯びてゐるというのをいつも痛感するわけですが、実は先般衆議院の決算委員会を手に入れたといふことはこれは国民国家のために非常にいいことと私は考へてゐる。そういうふうな事態で、何と申しますか、麻のように乱れた姿といふものが内部的に包蔵されているのじやないかといふことを私は心配してゐるの

です。こういうことから、これは今度たまたま、こういう事件が起きて、私は只今の質問をしてゐるわけがございしますが、すべてを一つ条理の立つた姿に鉄道関係といふものを置いて頂きたいと、国民の一員として私お願いするのです。でなければこの間鮎川義介氏が或る雑誌に革命を待つ心といふ筆をとつておられるのです。これは口述したものを筆記したのか何かわかりませんが、ただ日本の上層部がそういうふうな気持ちに移りつゝあるといふことが、内部の腐つた、腐敗したところに入るといふことが、もうどうしてでもできないのだといふ諦めの姿だと私は見てゐる。私どもはどうかして手を入れる確信を持つてこの刻下の政治問題に携つて行かなければならぬといふ私は考へて、今日こうして實際議席を持つてゐるわけなんです、現在相

当の識者はそういう気持ちになりつゝある、これは大きな問題だと思ひます。だからこういふふうにもう乗客の始終出入りをしてゐるところの鉄道の駅なんかで、いろいろの腐敗した状態といふものが直接目に映るようなことは、これはその思ひ付きでなくて、そのときそのときに私は改正して行く必要があると思ひます。今日の問題もこれはまあストライキが起きて、騒動争だと言つておられますが、こういふふうな問題が起きてから研究するとかいふことは、これをこの席で述べられるような時代じやないと思ひます。そういうときでないので、その革命を待つ心といふものがあの鮎川義介氏の口によつてこの雑誌の上に著わされるというふうなことは、これは単に一個人の意見として看過することのできない私は事柄だ

と見ております。そういうふうな意見を持つたものが相当にいる。御承知のごとくすでに倒れんところの家を支えるという事は誠にむずかしいこととありますが、この一つ一つが国家建設の私は基礎になると考えております。ですからこういうことは真剣に鉄道関係のほうも一つ検討して頂きたいということをお願いして申添えまして、私の質問を終わりたいと思います。

○亀田得治君 最後にお聞きしておきますが、今日から再び国鉄のほうは団交に入つておるようですが、まあ政府の最初に出したあいう線は一応そのままにしておいても、それと又別個な何らかのプラス・アルファという恰好で、労働組合と国鉄当局との間で何か処理できるような見通しなんかはどうでしょうか。

○説明員(天坊裕彦君) 只今の御質問でございますが、亀田さんよく御承知なんだと私存するのでありますが、いろいろ三公社、五現業、それ〴〵企業内容において遅つておりまして、比較的経理の楽なところと苦しいところとあるわけですが、国有鉄道は一番苦しい中の一つになつておるわけであります。殊に御承知の通り今年の水害を全面的に受けまして、水害の被害というものは九十億に及ぶというふうに大きな損害を受けておりまして、これをまあ自前でそれを直して行かなければならないというふうな問題もあるのがあります。できるだけ私どもとして組合側も水害でとにかくよく働いてもくれたのですから、年末手当などにつきましてもできるだけ出したいとは思つておりますが、なか〴〵収入と脱み合せますと思ふようにもできないのではな

いかという気もいたしております。○亀田得治君 そうしたら話はつきませんか、何とか、つきますか、結論はどうです、見通しは……。

○説明員(天坊裕彦君) 交渉でありますから、まあ何とか結論を付けるようにしたいというふうに考えております。

○委員長(郡祐一君) 次回は明五日午前十時から開会することにいたしましたので、本日はこれを以て散会いたします。

午後零時二十三分散会